

「今泉神山地区換地計画事務第4号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年6月19日

青森県西北農林水産事務所長

記

1 業務名

今泉神山地区換地計画事務第4号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等を行うことを目的とする。

(2) 概要

換地計画 一式

3 応募資格等

別添今泉神山地区換地計画事務第4号委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添今泉神山地区換地計画事務第4号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

今泉神山地区換地計画事務第4号委託 応募要領

1 業務名

今泉神山地区換地計画事務第4号委託

2 業務の目的

本業務は、県営今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和8年3月13日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）の資格を有する者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し、5(2)のエ～カに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

(2) 提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）まで

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における別添特記仕様書に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により2部（正1部、副1部）提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月3日（木）まで

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添資料の3参照）

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に令和7年7月8日(火)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に青森県西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1
青森県西北農林水産事務所(農村整備つがる庁舎)
T E L 0173-42-4344
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp
担当者 管理課 小田原、中田

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県西北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年6月30日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、3,575千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県西北農林水

産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒038-3137 青森県つがる市木造若宮9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎）

T E L 0173-42-4344

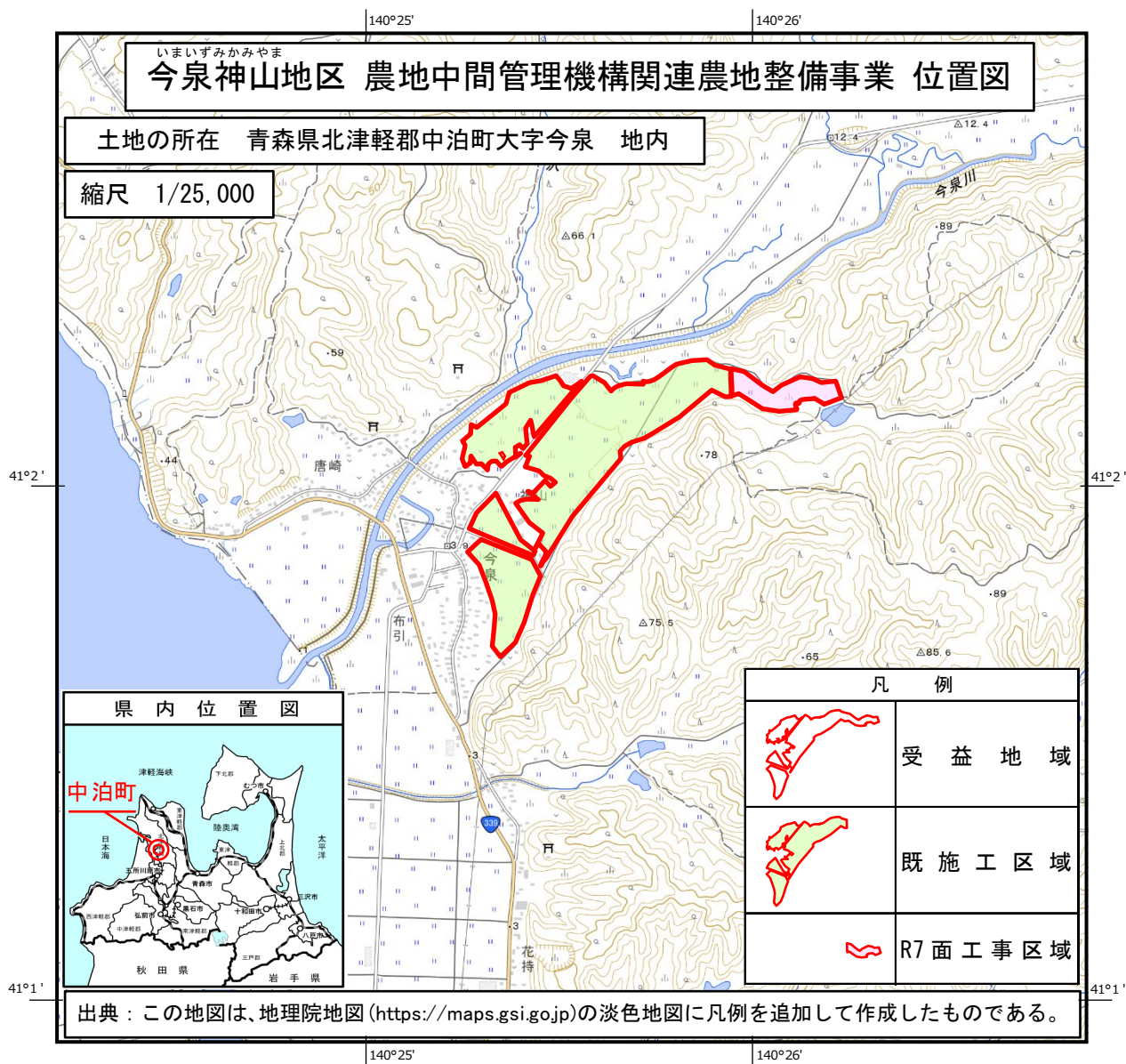
メールアドレス eisei_nakata@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小田原、中田

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
北津軽郡中泊町大字今泉 地内（次の地図に示すとおり）



- 2 本地区の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業務番号 : 西農水（整つ委）第17号

事業名 : 県営今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業

換地区名 : 全工区

業務名 : 今泉神山地区換地計画事務第4号委託

業務場所 : 北津軽郡中泊町大字今泉 地内

履行期限 : 令和8年3月13日

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定の「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

（業務目的）

第 2 条 本業務の目的は、県営今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る換地計画樹立に必要な作業、資料作成等を行うものである。

（業務場所）

第 3 条 業務場所は、次に示すとおりである。

北津軽郡中泊町大字今泉 地内

（業務内容）

第 4 条 業務内容は、次のとおりである。

一時利用地の指定、一時利用地変更指定、相続等代位登記

（定めなき事項）

第 5 条 この特記仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

第 2 章 作 業 条 件

（業務上の留意事項）

第 6 条 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の業務上の留意事項は、次のとおりである。

- 1 換地計画事務に従事する換地技術者のうち、管理技術者（地区担当換地士）には土地改良換地士（土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第4項で規定する者）を配置すること。
- 2 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則等関係法令を遵守するとともに、「最新版換地関係通知集」、「土地改良換地の実務」（ともに全国土地改良事業団体連合会発行）及び調査職員の指示したものを参考図書として業務を行うこと。
- 3 青森県県営土地改良事業換地計画関係事務実施要領に基づき業務を進めること。
- 4 本業務の一部は、今泉地区ほ場整備組合の換地及び評価委員会で行うこととし、その経費については、別添参考のとおり委員経費として計上している。

なお、委員経費は、青森県の令和7年度委員経費基準日額で算定している。

（貸与資料）

第 7 条 貸与資料は、県営今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業に係る次の書類とする。

事業施行申請書及び事業計画書の写し、現形図、確定名寄帳、換地設計基準書、換地交付計画原案簿、換地計画原案図、位置図、一時利用地指定図、一時利用地指定計画書、前提登記整理簿、従前地土地調査票

第 3 章 作 業 内 容

(作業項目等)

第 8 条 本業務における作業項目、作業内容及び数量は、次のとおりである。

業 務 内 容	作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量
一時利用地の指定	指定地測量	一時利用地選定の対象となる土地を現地踏査し、工事後の土地を測量する。	2.9ha
	指定地の求積	事業参加者毎の従前地地積、換地交付基準地積等を自作地、小作地毎に算出する。	2.9ha
	換地設計基準補正	現地踏査結果に基づき設計基準の補正を行う。	1換地区
	一時利用地の選定作業	一時利用地指定基準に基づき一時利用地を選定する。	13人
	一時利用地指定原簿の作成	選定結果により指定原簿を作成する。	13人
	一時利用地指定図の作成	選定結果により一時利用地指定図を作成する。	3.8ha
	指定計画の決定	換地委員会において、一時利用地指定計画を決定する。	1工事区
	一時利用地指定計画の説明	関係権利者に指定計画の内容を説明する。	1集落
	一時利用地指定計画の調整	権利者への説明後に提起される苦情等について、換地委員会において調整・処理する。	1工事区
	一時利用地指定通知書等の作成	一時利用地指定(事前含む)通知書及び使用収益の停止(事前含む)通知書を作成する。	13人
	地割作業及び表示作業	一時利用地指定図に基づいて地割し、標識を立てる。	13人
一時利用地変更指定	現地踏査	変更指定に係る土地条件確認のため現地を再調査する。	0.6ha
	一時利用地変更指定の選定作業	一時利用地変更指定基準に基づき変更指定地を選定する。	5人
	一時利用地変更指定原簿の作成	一時利用地指定原簿を補正して作成する。	5人
	一時利用地変更指定図の作成	一時利用地指定図を補正して変更指定図を作成する。	0.6ha
	一時利用地変更指定計画の説明	関係権利者に変更指定計画の内容を説明する。	1集落
	変更指定(事前含む)通知書作成	一時利用地変更指定(事前含む)通知書及び使用収益の停止(事前含む)通知書を作成する。	5人
	変更指定地表示作業	一時利用地変更指定図に基づいて地割りし、標識を立てる。	5人
相続等代位登記	戸籍簿等調査	戸籍簿、住民票等の調査を行う。	5人
	相続登記嘱託書作成	相続による所有権移転登記に必要な嘱託書、添付書類を作成・整理する。	5人

(作業の留意点)

第 9 条 本業務実施における作業の留意点は、次のとおりである。

業 務 内 容	作 業 の 留 意 点
一時利用地の指定	・換地設計基準を補正する必要があるときは、換地委員会で補正し、集落説明会を経て確定すること。 ・指定地表示作業では、指定図に基づき現地の割込作業を行い、各人毎に氏名、面積、指定地番等の記入された表示札を立てる。また、必要に応じて区画を分割測量すること。 ・指定簿の補正は、一時利用地指定計画樹立時に作成した一時利用地指定原簿を補正して行うこと。 ・指定図の補正は、新たな一時利用地指定と一時利用地変更指定とが混在して行われる場合は、その全部についての一時利用地変更指定図を作成すること。 ・変更指定計画説明後に提起される苦情等について、換地委員会等で調整・処理すること。 ・指定地表示作業では、必要に応じて区画を分割測量すること。 ・相続登記は、相続人(関係権利者)との協議及び謄抄本の請求を行い、整理すること。
一時利用地変更指定	
相続等代位登記	

(現地作業の留意点)

第10条 現地での作業上特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 作業は、迅速かつ的確に行うものとし、農作業の支障とならないように注意すること。
- 2 関係者からの異議苦情が解消できない見通しである場合は、速やかに報告すること。

第 4 章 打 合 せ

第11条 業務打合せ回数は3回とし、時期、内容等は次のとおりである。

- 1 受託者は、作業着手前に、作業の工程計画、作業責任者及び作業方法について、調査職員の了承を得なければならない。
- 2 受託者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項については随時報告するほか、必要に応じて調査職員と打合せを行わなければならない。
- 3 特に、時期を定められた作業については、調査職員と緊密な連絡をとり、所定の時期までに完了するとともに、調査職員の指示により部分納品すること。

第 5 章 成 果 品

(成果品の装丁等)

第12条 成果品の装丁等は、次によるものとする。

- 1 報告書は、製本上極力分冊を避け、分冊とする場合は内容の配分を考慮するものとする。
- 2 提出先は、青森県西北農林水産事務所（つがる庁舎）とする。
- 3 成果品納入後に、誤り、不備等が発見された場合は、調査職員と協議し、速やかに処理するものとする。

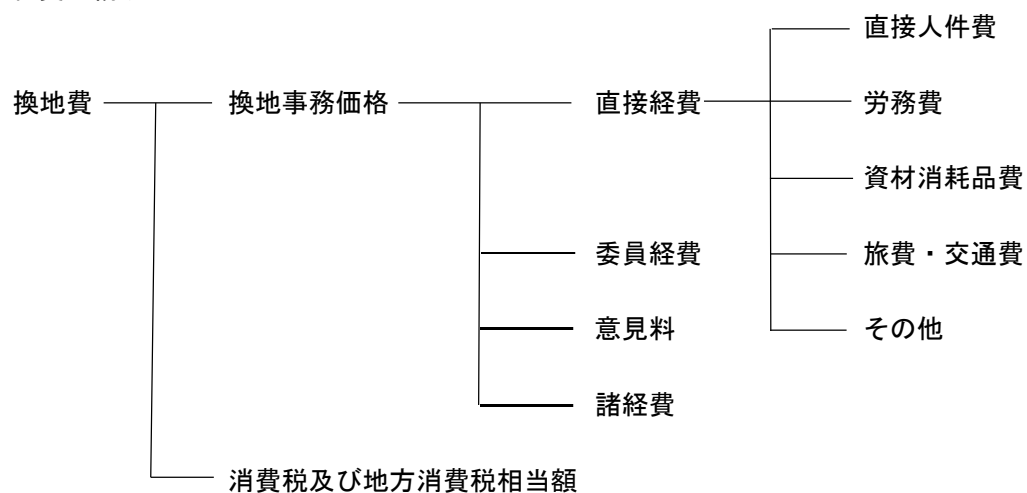
(成果品及び提出部数)

第13条 提出すべき成果品及び部数等は、次のとおりである。

業 務 内 容	成 果 品 名	部 数	品質・サイズ等
一時利用地の指定	一時利用地指定計画総括表	2部	A－4
	現形図(指定に係る部分)	3部	A-0 縮尺1,000分の1
	一時利用地指定図	3部	A-0 縮尺1,000分の1
	不換地・特別換地同意書等(該当がある場合)	正副各1部	A－4
	一時利用地指定事前通知書等	4部	A－3(通知書)
	一時利用地指定計画概要書	2部	A－4
	一時利用地指定通知書等	1部	A－3(通知書)
	通知発送用宛名シート	2部	宛名シート
	一時利用地指定計画概要図	2部	A－4
	位置図	2部	A－4
一時利用地変更指定	一時利用地変更指定計画総括表	2部	A－4
	現形図(変更指定に係る部分)	3部	A-0 縮尺 1,000分の1
	一時利用地変更指定図	3部	A-0 縮尺 1,000分の1
	不換地・特別換地同意書等(該当がある場合)	正副各1部	A－4
	一時利用地変更指定事前通知書等	4部	A－3(通知書)
	一時利用地変更指定計画概要書	2部	A－4
	一時利用地変更指定通知書等	1部	A－3(通知書)
	通知発送用宛名シート	2部	宛名シート
	一時利用地変更指定計画概要図	2部	A－4
	位置図	2部	A－4
相続等代位登記	代位登記嘱託書	2部	A－4
	添付書類	2部	A－4
業務打合せ	業務打合簿	1部	A－4

(参考)

1 経費の構成



2 委員経費について

ア 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準日額： 5,900 円

イ 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員数： 15 人

ウ 委員経費の員数は、次のとおりである。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 一時利用地の指定 | 57.13 人 |
| (2) 一時利用地変更指定 | 6.45 人 |
| (3) 相続等代位登記 | 0 人 |

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	① 過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	② 過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③ 過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価 [13点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	① 過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	② 過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③ 上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	① 各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点
	② 各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3点
	③ 上記以外	0点
	30点×技術力評価得点／技術力評価満点	
		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	
		点
合 計 (100点)		
		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「今泉神山地区換地計画事務第 4 号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

添付書類 : 応募要領 5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「今泉神山地区換地計画事務第 4 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「今泉神山地区換地計画事務第 4 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、
契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 換地処分に係る業務。
 - ② ①の事務を行うまでの換地計画の樹立に必要な業務
 - ③ ①、②以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 （ 積 算 内 訳 ）

業務名：

会社名：

区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）						備 考
	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	委員	

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年